



9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、国土交通省、環境省、都道府県、市町村などが全国一体となって、下水道についてみなさんのご理解と関心を深めていただき、下水道の普及を促進するために設けられたものです。

なぜ9月10日なの？

下水道には、お風呂や台所、トイレなど家庭等から出る汚水を下水道管を通して下水場に集め、浄化し自然に帰す役割のほかに、雨水をすみやかに流し、街が水浸しにならないようにする役割もあります。

例年1年を通して短い時間に多く雨が降るのは、8月から10月の台風がくる季節です。中でも、9月10日は立春から数えて220日目にあたり、昔は大きな台風が来る日とされていました。この台風の季節の特別な日が、下水道の雨水を流すという役割となじみがあるという理由で、9月10日が「下水道の日」と定められました。

下水道への接続のお願い

下水道は、快適で衛生的な生活環境づくりと豊かな自然環境の保護に大きな役割を果たしています。これまで公共下水道事業には多額の費用を投資しており、その結果、川や諏訪湖の水質や周辺の環境が改善されてきました。自然環境保護・生活環境の向上と施設を有効利用するためには、まだ接続を済ませていない家庭の、一日も早い接続が望まれています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

★公共下水道に接続するメリットは？★

◎環境衛生が向上します◎

し尿のみを処理する単独処理浄化槽の場合は、トイレの排水しか処理しないため、台所やお風呂等の雑排水は側溝等へ流れていきます。また、し尿と雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽でも、適正な維持管理ができていないと機能が低下し、汚れた水が側溝等へ流れることとなります。これらが水質汚染の大きな原因になっています。さらに、臭いなどにより周りの皆さんが迷惑しています。公共下水道に接続すれば、側溝等への生活雑排水の排出がなくなり、悪臭、ハエや蚊などの害虫の発生が減少するだけでなく、きれいな川や海を未来に残すことができます。

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 下水道温泉管理係 電話27-1111 (内線221・222)

屋外広告物の定期点検はお済みですか？

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成27年2月には札幌市において、建物に取り付けられた看板が落下し、歩行者を直撃する重大事故が発生しました。

このような状況を受け、長野県では「屋外広告物条例」を一部改正し、平成29年10月1日より定期点検が義務化されました。

【定期点検の実施】

屋外広告物を表示、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行わなければなりません。

- 点検時期⇒屋外広告物を表示、設置、改造した時及びその後3年以内ごと
- 簡易な広告物等（除かれるもの）⇒はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの、法令で表示等が義務付けられているもの
- 広告物本体の高さが4mを超える屋外広告物の点検を実施できるのは、屋外広告士または屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）です。

【点検結果の保管・報告】

- 点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。
- 町長の表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

詳しい制度の内容、点検資格者、点検記録の様式は、長野県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/index.html>

■問い合わせ 長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係 電話026-235-7348

下諏訪町 建設水道課 都市整備係

電話27-1111 (内線245)